

六ヶ所村避難計画（原子力編）【平成28年11月修正版】修正の概要

1. 修正の経緯

村では、青森県が平成24年3月に策定した「避難計画作成要領」の内容及び平成25年3月に修正した六ヶ所村地域防災計画（原子力編）の内容を踏まえ、平成26年4月、六ヶ所村避難計画（原子力編）【東北電力株式会社東通原子力発電所対象】（以下、「避難計画」という。）を策定した。

平成26年7月、青森県において、東通原子力発電所において原子力災害が発生または発生する恐れがある場合に、住民等の効率的な避難を実施するため、広域避難に係る諸課題について検討を行い、避難対策の充実・強化を図るため、「原子力災害避難対策検討会」を設置し、平成28年3月、「東通原子力発電所の原子力災害時における広域避難の基本的な考え方」が示された。この基本的な考え方及び国の原子力災害対策指針並びに平成26年6月に修正した六ヶ所村地域防災計画（原子力編）の内容を踏まえ、避難計画を修正した。

2. 避難計画修正の概要

（1）変更

以下の項目について、計画の変更を行った。

- ① 避難手段について、バス等による避難としていたところを、自家用車による避難を基本とすることに変更した。【P23 第4章 4. 避難手段】
- ② 弘前市内に設ける二次避難施設について、避難元地区の地域コミュニティを崩さない配置を考慮し、避難施設を再設定した。【P24 第4章 5. 避難場所等】
- ③ 千歳平地区（一次避難施設）からの避難経路について、北部上北広域農道を南下するルートと、県道東北横浜線を東北町方面に南下するルートを設定した。また、弘前市内における避難経路を具体的に記載した。【P33 第4章 6. 避難経路】

（2）新規追加

以下の項目について、新たに記載を追加した。

- ① 緊急時における住民等への広報【P17 第3章 緊急時における住民等への広報】
- ② 安定ヨウ素剤の緊急配布方法及び緊急配布場所【P44 第4章 7. 安定ヨウ素剤の予防服用】
- ③ 避難退域時検査の実施方法及び避難退域時検査場所の候補地【P48 第4章 8. 避難退域時検査・簡易除染等】
- ④ 在宅の要配慮者の避難【P52 第4章 9. 在宅の要配慮者の避難】
- ⑤ 医療機関及び社会福祉施設における避難【P54 第4章 10. 医療機関及び社会福祉施設等の避難】
- ⑥ 学校及び児童が通所する社会福祉施設等における防護措置の流れ【P59 第4章 11. 学校及び児童が通所する社会福祉施設等の避難】
- ⑦ 放射線防護対策施設の活用方法【P63 第4章 12. 放射線防護対策施設の活用】

(3) その他

計画全般について、構成の見直しや文章の修正を行った。